(二) 電源の周波数が六〇ヘルツの場合	
イ 当該有線テレビジョン放送等の受信にコンバータを使用する有線放送設備の場合にあっては、(一) 四二デシベル以下	
ロ イ以外の場合にあっては、(一) 四〇デシベル以下	
十三 その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドの入力端子から受信者端子までのものに限る。）	映像又は音声その他の音響に障害を与えないものであること。

2 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の五の項及び八の項の規定は、適用しない。

一 保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子

区別	条件
一 映像信号搬送波のレベルの変動	一分間において、四デシベル以内
二 映像信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から保安装置までの映像信号搬送波又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む全てのものに限る。）のレベルとの差（業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。）	映像信号搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差が、(一) 四〇デシベル以下の場合	(一) 四二デシベル以下
	映像信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差が、(一) 五九デシベルを超え、(一) 四五デシベル以下の場合	(一) 四二デシベル以下

二 受信用光伝送装置の入力端子

区別	条件
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した映像信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの映像信号搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差（業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の同時再放送によるものを除く。）	映像信号搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む四メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。以下この表において同じ。）のレベルとの差が、(一) 五九デシベル以下の場合	(一) 四二デシベル以下
	映像信号搬送波のレベルと雑音のレベルとの差が、(一) 五九デシベルを超え、(一) 四五デシベル以下の場合	(一) 四四デシベル以下

第二十三条 受信者端子において、送信の方式が標準テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等と、送信の方式が超短波放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十六号）に準拠するものとなっている有線一般放送とが同時に行われる場合における当該有線一般放送の搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、七六メガヘルツから九〇メガヘルツまでの周波数以外の周波数を使用する場合であって、当該有線一般放送の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えない場合は、この限りでない。

一 超短波放送の信号搬送波の周波数と当該信号搬送波の上側に位置する映像信号搬送波の周波数との差（映像信号搬送波の周波数を減数として求められる値とする。）は、(一) 五・二五メガヘルツ以下であること。

二 超短波放送の信号搬送波のレベルと映像信号搬送波のレベルとの差は、(一) 一〇デシベル以下であること。

第六節 標準衛星テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

（搬送波の周波数）

第二十四条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の信号搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

一、一二六・二〇、一、一六四・五六及び一、二四一・二八メガヘルツ

（信号搬送波等の条件）

第二十五条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式となっており、かつ、一、〇三五・九八メガヘルツから一、三三一・五〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
一 信号搬送波の周波数の許容偏差	(土) 一・五メガヘルツ以内
二 信号搬送波のレベル	次に掲げる式による値以上 $57+10\log_{10}(Z/75)$
三 信号搬送波のレベルと他の信号搬送波のレベルとの差	六デシベル以内
四 信号搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該信号搬送波の周波数を含む二七メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの差	(一) 周波数選択出力装置（線路上で複数の信号搬送波から任意の信号搬送波を選択する装置であって、選択した信号搬送波の周波数を他の周波数に変換して出力するものをいう。）を使用する有線放送設備の場合にあっては、(一) 一五デシベル以下 (二) (一) 以外の場合にあっては、(一) 一四デシベル以下
五 信号搬送波のレベルと当該信号搬送波の反射（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の信号搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十一において同じ。）による電磁波のレベルとの差	別図第十一で示す値以下